# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
20	横手市	母子保健関連事務	基礎項目評価書		

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、母子保健法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

秋田県横手市長

### 公表日

令和5年6月19日

[平成31年1月 様式2]

#### 関連情報

_」	
1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)
①事務の名称	母子保健関連事務
②事務の概要	【事務概要】 本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や妊産婦又は乳児若しくは幼児に関する健康診査、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保健指導の実施 ② 新生児の訪問指導の実施 ② 好産婦又は乳児若しくは幼児に関する健康診査の実施 ④ 妊娠の届出の受理 ⑤ 妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥ 母子健康手帳の交付 ⑦ 母子健康手帳の有交付 ⑨ 好産婦の訪問指導 ⑩ 低体重児の届出の受理 ① 低体重児の届出の受理 ① 低体重児の届出の受理 ① 低体重児の届出に係る事実の確認 ② 未熟児の訪問指導 ① 個体重児の届出に係る事実の確認 ② 未熟児の訪問指導 ① 日子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理 ② 日子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定 ③ 養育医療給付台帳の整備 ⑥ 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定 ⑤ 養育と療給付台帳の整備 ⑥ 母子保健法による養育医療の給付入は養育医療に要する費用の支給の決定
③システムの名称	<ol> <li>地域健康支援システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>電子申請システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル	·名
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第49項

#### 法令上の根拠

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令 第40条

4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第69の2項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(第26,87項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(第56の2項) 【情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第69の2項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項
5. 評価実施機関における	(第70項)         
①部署	市民福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号013-0044 横手市役所 市民福祉部 健康推進課 健康づくり係 住所:秋田県横手市横山町1番1号 電話:0182-33-9600 ファクス:0182-33-9601 E-mail:kenkou@city.yokote.lg.jp

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年6月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価	[書]		く選択肢> 1) 基礎項[ 2) 基礎項[ 3) 基礎項[	> 目評価書 目評価書及び重点 目評価書及び全項	点項目評価書 頁目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書に	おいて、リスク対	策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分であ	を入れている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[ 〇 ]委	託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分であ	を入れている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]振	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分であ	を入れている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入		き続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分でも	を入れている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特に力を 2) 十分であ	を入れている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分でも	を入れている		
8. 監査							
実施の有無	[ O ]	自己点検	[0]	内部監査 [	〕外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力さ 2) サクに3	を入れて行ってい	<u></u>	

#### 変更簡所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康推進課長 長井 健	健康推進課長 播磨 康博	事後	平成28年4月1日付人事異動			
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康推進課長 播磨 康博	健康推進課長 齋藤 美和子	事後	平成30年4月1日付人事異動			
平成30年4月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1. 地域健康支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 地域健康支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 電子申請システム	事前	電子申請システム導入に伴う、システムの名称の追加			
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正			
		る妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第56の2項) 【情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の	【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法によ る養育医療の給付若しくは養育医療に要する 費用の支給に関する情報」が含まれる項(第 26.87項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法によ る妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(第 56の2項)					
		徴収に関する事務でであって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第70項)	【情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」が含まれる項(第70項)					
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	健康推進課長 齋藤 美和子	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更			
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 及び 2. 取扱者数 いつ の時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正			
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	健康福祉部 健康推進課	市民福祉部 健康推進課	事後	平成31年4月1日付組織再編			
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編			
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号013-0044 横手市役所 健康福祉部 健康推進課 健康づ くり係 住所: 秋田県横手市横山町1番1号 電話: 0182-33-9600 ファクス: 0182-33-9601 E-mail: kenkou@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-0044 横手市役所 市民福祉部 健康推進課 健康づくり係 住所: 秋田県横手市横山町1番1号 電話: 0182-33-9600 ファクス: 0182-33-9601 E-mail: kenkou@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編			
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 及び 2. 取扱者数 いつ の時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正			
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加			
	I関連情報 1. 特定個人情	【事務概要】 本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141 号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等 の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及 び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳 児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施 策を実施する事務である。	【事務概要】 本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等 の訪問指導や妊産婦又は乳児若しくは幼児に 関する健康診査、母性並びに乳児及び幼児の 健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の 健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施 する事務である。					
令和2年3月30日	1 別を開始、1・19を暗かり 動力アイルを取り扱う事務(②) 事務の概要	【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保健指導の実施 ② 新生児の訪問指導の実施 ③ 健康診査の実施 -以下省略-	【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保健指導の実施 ② 新生児の訪問指導の実施 ③ 妊産婦又は乳児若しくは幼児に関する健康診査の実施 -以下省略-	事前				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 :第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(第2687項)	「第二個(情報提供有)が「町町村長」の項のうち、第四個(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(第26.87項)・「「情報照会の根拠」 「第一個(情報照会の根拠」 「第一個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個(事務)に「母子保健法による保健指導~中略~関する事務であって主務省令で定めませい。以会主も、近後主も、近後主も、近後主も、近後主も、近後主も、近後主も、近後主も、近後	事前	
令和2年3月30日	Ⅱ -1.対象人数 及び Ⅱ -2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年3月17日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年6月17日	Ⅱ -1.対象人数 及び Ⅱ -2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月17日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年8月10日	I-4-②法令上の根拠	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法 改正に伴う変更
令和4年6月14日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施